

政治文化としての帝国議会と選挙

——帝国議会研究の成果と課題(2)——

Der Reichstag und die Wahlen als politische Kultur : Erfolge und Probleme der Reichstagsforschung (2)

小 原 淳

Jun OBARA

(和歌山大学教育学部)

2015年10月2日受理

要約

ドイツ帝国議会は、ヨーロッパのなかでも早期に普通選挙制度を実現しており、住民各層の政治参加も積極的であった。帝国議会についての研究には膨大な蓄積がある。しかし、M・L・アンダーソンをはじめとする比較的近年の研究によって、この民主的な選挙制度が権威主義的で非民主的な帝国政治に及ぼした影響や、議会・選挙・政党の歴史的な変遷、さらにはナチズムに至るドイツ現代史との連関等の理解に再考が迫られている。本稿は二度にわたり、帝国議会選挙に関する諸研究を批判的に論じる。本号は、アンダーソンらの選挙違反研究、帝国議会を政治儀礼として捉える政治文化研究、国制史的な観点からドイツの議会政治の歴史的伝統を再検討する研究、地域社会を対象とした選挙史研究、そして諸外国の選挙史との国際比較という五つの研究テーマを主たる対象とする。

4. 新たな選挙史研究へ

1867年に全国レベルで25歳以上の成人男子を対象とする普通選挙制が実現されたドイツは、選挙制度の面では19世紀の世界において有数の「先進国」であった。もっとも、早期の普通選挙制度導入をもって、近代ドイツに民主主義が根づいていたと考えることはできず、むしろ大規模かつ長期的に施行された普通選挙制の伝統は、ナチズムというその後の非民主主義の極致との関係をこそ問われねばならない。

二回にわたる本稿の課題は、これまでの帝国議会選挙研究の成果と課題を検討し、今後の新たな研究の可能性を模索することにある。前回は、M・R・レプジウス(M. Rainer Lepsius)のミリュール論やK・ローエ(Karl Rohe)のラーガー論といった理論モデルを確認したうえで、1980年代後半から進展した統計学的手法に基づく帝国議会選挙の研究について論じた¹。今回は、2000年代以降の研究を中心に、昨今の選挙史研究の潮流を五つに整理して議論を進める。あらかじめ議論の大筋を示せば、第3章で検討した統計学的手法を用いた選挙史研究や、第4章第1節で論じる選挙違反に焦点を当てた研究の登場が大きくなるはずみとなって、帝国議会を政治儀礼・祭祀として捉える政治文化研究(第2節)、国制史的な観点からドイツの議会政治の歴史的伝統を再検討する研究(第3節)、地域社会を対象とした選挙史研究(第4節)、そして諸外国との国際比較(第5節)という四つの研究テーマがとみに進展をみせている。議論が散漫になることを承知しつつも、できる限り多くの研究事例を取り上げたい。なお、本稿

全体の構成は以下のとおりである。

1. はじめに
2. 政治・社会構造の理論モデルの変化
3. 統計学的手法の導入
〈以上、前号〉
4. 新たな選挙史研究へ
 - (1) 選挙違反研究
 - (2) 政治イベントとしての帝国議会選挙
 - (3) 議会政治の進展?
 - (4) 選挙と地域社会
 - (5) 議会・選挙史研究の国際比較
5. おわりに
〈以上、本号〉

(1) 選挙違反研究

前号もふれたように、統計学的手法を用いた成果が重なった帝国議会研究に新境地を開いたのが、選挙違反という具体的な事象に注目した研究である。時と場所を問わず選挙には様々な不正行為がつきまとうが、帝国議会選挙に関してはまず以下の二つの事情を確認しておく必要がある。第一に選挙区と投票区について。帝国議会選挙では、397の選挙区(1871年は382選挙区)は投票区にさらに細分されており、投票区ごとに投票が行われていた。問題はこの投票区の規模である。本来、一つのゲマインデが一投票区を形成することとされ、人口3500人を超える比較的大規模なゲマインデは複数の投票区に分割された。しかし、北ドイツや東ド

イツの農村地域などには有権者が20、30人程度の小さな投票区が多数存在しており、とくにこうした投票区では秘密選挙の原則が危ぶまれたのである。第二に投票用紙について。帝国議会選挙においては、投票用紙は投票所に用意されていたわけではなく、各陣営が候補者の氏名を印字した投票用紙を大量に配布し、有権者はこれを受け取って投票日に持参するのが一般的であった。そして、選挙法は投票用紙は白紙であること、外側に印がついてはならないことしか規定しておらず、後述するように1903年に関連の法律が整うまで、用紙の形状は多種多様であった²。したがって、地元の住民から選出された選挙管理会のメンバーや立会人の前に置かれた投票箱に有権者が票を投じる際に、投票用紙の大きさや紙質から、どの候補者に投票したのかを見抜かれる可能性があったのである。投票区や投票用紙にまつわるこうした制度上の特殊性は、帝国議会選挙で不正行為が繰り返される前提をなしていた。

選挙違反研究において主たる史料として用いられるのは、帝国議会の速記議事録や議会文書に収録された大量の「選挙審査Wahlprüfung」の記録である。北ドイツ連邦憲法第27条は、ライヒ議会在議員の資格の正当性を審査するものと定めており、初期にはくじで7つに分けられた分会、そして1877年の第三任期(立法期)以降は14名の委員からなる選挙審査委員会がその任にあたった。彼らは選挙の度に、各選挙区のエレクトロニクス委員から送られる選挙書類のみならず、各地の選挙民から寄せられた、選挙違反行為を告発し選挙無効の宣告を求める「プロテスト Protest」を審査した。後年からは、この選挙審査記録は当時の選挙の実態、地域社会の権力構造、各政党の政治的表現の特質といった諸問題、さらには帝政ドイツにおける議会主義、民主主義の浸透度を窺い知るうえでの格好の史料となる。

選挙違反に関する研究として、その後の選挙研究、さらには帝政期ドイツの政治史研究全般にとくに大きな影響を与えたのはM・L・アンダーソン(Margaret Lavinia Anderson)が2000年に刊行した著作であるが³、大内宏一はアンダーソンよりも先に選挙審査記録を用いて、ビスマルク期を対象とした論文を発表している⁴。大内論文はまず、選挙審査委員会、委員会の作業の内容、選挙無効が宣告されるまでの過程といった選挙審査の制度的な枠組みを確認したうえで、選挙ごとのプロテストの件数を数え上げ、選挙審査委員会による処理の仕方やプロテストが行われた地域、政党を分類する。なお、ビスマルク退陣後の1890年選挙を除く7回の選挙の総数は301件とされる。同論文は次に、プロテストの内容を「形式的違反」、「公職を利用した選挙干渉」、「私的な選挙干渉」の三つに分類し、それぞれの実例の紹介と分析を続ける。形式的違反は、毎回の選挙ごとに作成される選挙人名簿をめぐる違反で

あり、選挙資格のない人を名簿に記載したり反対に有権者を記入漏れにした例、各投票区で投票と開票を管理した「選挙管理会 Wahlvorstand」が午前10時から午後6時までという規定の投票時間を守らなかったり、有権者の妻や子供が持参した票を受理した例がこれにあたる。公職を利用した選挙干渉には、聖職者が教会の説教壇から信徒に対して特定の候補者への投票を指示したり、郡長をはじめとする郡行政官吏、ゲマインデの行政官、警官、林務官や鉄道・鉱山などの国営企業の管理職員が有権者に不正にはたらきかけた事例が該当する。そして、私的な選挙干渉を代表するのは、雇用主や農場主による従業員への選挙干渉である。典型的なのは、従業員が投票日の当日に集合させられ、工場主などの演説を聞かされてから、隊列を組んで投票所に連れて行かれ、与えられた投票用紙を上司が選挙管理会のメンバーとして監視するなかで投票するというパターンである。解雇されずに別の候補者に投票するためには、投票用紙に印字された候補者の氏名の上に対立候補の名前が入った紙を張り付ける他なく、そのための用紙が対立陣営によって事前に配布される場合もあったという。

氏によれば、帝国議会の分会や選挙審査委員会での審査、その後の調査、調査結果をふまえた再審議を経て、選挙結果の無効が宣告されるには相当な時間がかかり、議員はプロテストの対象となっても任期切れ、あるいはその間際まで地位を保持できる場合が多かった——ビスマルク期の20年間で無効とされた選挙はおよそ30件である。しかし氏は、「選挙審査制度という、『プロテスト』を受け入れて検討する場が存在していたことが、幅広い選挙民を力づけ、活気づけたように思われる」とし⁵、普通・平等・直接・秘密選挙権の導入そのものと同じく、選挙審査制度も国民の政治的動員、政治化に一定の役割を果たしたと評価する。

大内論文がビスマルク時代を対象としており、またあくまでも選挙審査に考察を限定しているのに対して、アンダーソンの『民主主義の練習——帝政期ドイツにおける選挙と政治文化』はヴィルヘルム期までを捉え、新聞、雑誌、各地の文書館史料を使用しながら、選挙違反の実態とその背景にある地域社会や、不正な選挙への政府の対応、社会的通念、大衆組織を詳論している。同書は三部構成であり、第一部では、章立てや使用史料についての説明の後、「選挙違反の形態学」と題した国際比較が行われる。アンダーソンはヨーロッパ各国やアメリカ合衆国と比較しながら、プロテストの数の多さ——帝国議会が受理したプロテストは1881年に56件、1881年に81件、1887年にやや減少して1890年に73件であったのに対して、アメリカでは19世紀の最後の30年間の各選挙で平均して13件であった⁶——、暴力や買収、詐欺といった違反は少なく、むしろ大地主や工場所有者や聖職者による不当な影響力の行使こそ

が選挙違反の主流であったこと、選挙の自由度や公正さが比較的保たれていた点などを、帝政期ドイツの選挙違反行為の特徴とする。さらにアンダーソンは、投票所や投票用紙、選挙管理人、投票区などの制度に関わる問題点、そして秘密投票制に対する無理解や反発の存在を確認し、帝国議会選挙には違反行為を誘発しうる構造的な要因があったことを明らかにする。第二部では、カトリック聖職者や東エルベのユンカー、そして雇用主たちによる住民や従業員への干渉の実態が論じられる。周知のとおり、カトリックは1870年代の文化闘争で政治的に弱体化するよりも、むしろ弾圧への対抗をつうじて強固な団結を作り出したが、1871年3月には中央党に投票したカトリック教徒は全体の三分の一であったのが聖職者たちの教区民へのはたらきかけによって変化していく過程——著者の表現では「司祭政治Chaplainocracy」——が豊富な事例に基づいて検討されていく⁷。ユンカーもまた農民層に強力な影響力を振るったが、彼らの場合、ヴィルヘルム期になって一方では社会民主党や反ユダヤ政党、そして「農業家同盟」との競合が激化し、また他方では選挙権をもたない外国人労働者へと農村労働力が大規模に切り替わるなか、既得権益を維持するために、かつては軽侮していた政治への参加を余儀なくされる。帝政期の多くの有権者たちと同様に、彼らもまた普通選挙制に立脚した政治の洗礼、「民主主義の練習」を受けることになったのである。第三部では、まず帝国政府による選挙制度改革、とりわけ1903年に実現したリッカート法に関する考察が行われる。同法は投票の秘密を守ることを目的に1889年に自由主義左派と中央党が提案したもので、これによって投票用紙の紙質や大きさが一定となり、また投票の際には投票用紙を封筒に入れて第三者が中身を確認できないような配慮がなされ、さらに投票所に投票ブースが設置されることとなった。もっとも、リッカート法の採用は、帝国議会の権限の増大、そして社会主義勢力の拡大を危惧する皇帝やプロイセン政府による転覆法案、結社法改正案、そして懲役法案といった一連の反動的法案をめぐる闘争のなかで実現したのであり、帝国議会は帝国政府やプロイセン政府にとっても政治的合意形成のための「練習」の場となったと言えよう。アンダーソンはさらに、社会民主党をはじめとする諸政党や地域共同体、そして様々な協会組織が選挙に際して有権者に及ぼした影響を考察し、帝国における「民主主義の練習」は、個々の有権者というよりもドイツ国民という集団にとっての体験であったと指摘している⁸。

アンダーソンの研究のメリットは何より、多様な史料を駆使した緻密な分析にあり、随所に示される投票区の具体的様相は社会史的な観点から見ても大変興味深い。同書は同時に、イギリス、フランス、アメリカ合衆国、ベルギー、イタリア、スペイン、ポルトガ

ル、アイルランドなどとの比較からドイツの政治文化の特質を明らかにしようとしており、ミクロな次元での検討とマクロな次元での議論が結びついて、帝政期のドイツ政治についての理解を刷新した稀有な研究と言える。しかし他方で、アンダーソンの議論においては、帝国の政治構造の重要な一角を占める諸邦議会はほとんど扱われていない。また、封建的色彩の濃いドイツに突如として普通選挙制が導入された衝撃が強調される反面で、単発的とはいえ初めて普通選挙制が実現した1848/49年革命以来の議会主義の伝統はあまり意識されていない。同書がその後の研究に与えた影響は大きい。帝政期の議会史研究、選挙史研究にはなおも考察の余地が存在しているのである⁹。

(2)政治イベントとしての帝国議会選挙

選挙違反研究によって、議会と選挙を各政党間の勢力分配の機会として取り上げるだけでなく、独自の政治文化の発露の場、創出の場として捉える視点が提起された¹⁰。こうした視角から帝国議会選挙を論じているのが、A・ビーファンク(Andreas Biefang)である。ビーファンクは2009年に発表した『権力のもう一つの側面——「ビスマルク体制」における帝国議会と公共性 1871～1890年』で、選挙戦を「民主的儀礼」、投票行為を「人民主権の象徴的表現」と表現し、その実態を詳論している¹¹。ビーファンクの議論では、選挙戦は選挙集会和宣伝、そして投票用紙の配布という三つの活動に分けて検討される。選挙集会を開催する権利は北ドイツ連邦の帝国議会法(1869年)以来保証されており、帝国議会選挙の前の一定期間、各陣営は選挙協会Wahlvereinを結成し、活発に選挙集会を開いていた。確かに、集会には官憲の監視があり、演説の内容次第ではその場で解散命令を出されることもあった。しかし、選挙協会は通常政治組織と異なり、結成にあたって当局の許可を必要とせず、女性や18歳以下の未成年も参加可能であったため、とりわけ社会主義者鎮圧法の下で国内での組織活動を著しく制約されていた社会民主党にとっては、選挙集会和選挙協会は重要な政治的アリーナであった¹²。選挙戦の宣伝活動については、1870年代から既に候補者の写真が活用されており、写真の配布や日刊紙や選挙用の新聞への掲載が行われていたことが明らかにされる。他方でポスターやパンフレットは地味で、多色刷りのパンフレットが登場したのは1887年であったという。ビーファンクは、ビスマルク期にはメディアをつうじた政治宣伝にもまして、選挙集会での演説や酒場での政談といった直接的な体験が重要であったとする。さらに彼は、1884年3月12日の「ヴェルフェル法」が投票用紙を政治的印刷物ではないと定めたことが、その後の社会民主党の躍進の一因となったとしている¹³。投票日当日の投票行為に関する説明は本稿の前節で説明した内容と重複

するところが多いので割愛するが、同書は選挙権や議会の立法権と国家形成、国民統合の関係、帝国議会と新聞報道、建築物としての帝国議会、市民による議会見学、議員の社会的プロフィールや日常、議員団の実態、ビスマルク政府や皇帝と議会の関係といった様々な問題から、ビスマルク期の帝国議会と社会の関わりを論じており、選挙も含めた帝国議会に関する総合的な政治文化研究への道を示したと言えよう。

ビーファングはさらに、M・エプケンハンス (Michael Epkenhans) と K・テンフェルデ (Klaus Tenfelde) とともに刊行した論文集で、新聞や雑誌の多数の図像史料も用いつつ、ヴィルヘルム期の選挙について言及している¹⁴。同論文集は帝国議会や諸邦議会の開会式、社会民主党の党大会、カトリック大会、そして議員の追悼式なども扱っており、政治イベントとしての帝国議会選挙を様々な政治儀礼と比較検討することの有用性が感じられる¹⁵。しかし、ビーファングは帝国議会選挙のあり方が時代に依じてどのように変化していったのか、また19世紀前半の時代やヴァイマル期の政治文化とどのような関係にあるのかについては十分に論じていない。また、帝国議会から見えてくる近代ドイツの政治文化が一体どのような独自性を有しているのかという点も未検討である。「政治文化」や「パフォーマンス」、「儀礼」といったキーワードを使った議論が空中戦に陥るのを避けるためにも、さらなる研究が必要である。

(3) 議会政治の進展 ?

選挙違反研究と時期を同じくして、政治学や国制史的な見地から帝政期ドイツにおける議会制度、そして民主主義の浸透度を論じる議論が再燃したことも近年の重要な動向である。無論、この問題は近代ドイツ史研究における最重要テーマの一つであり、第二次世界大戦以降、多くの史家が議論を戦わせてきた。アメリカの政治学者M・クロイツァー (Marcus Kreuzer) は帝政期の議会制度の展開に対する評価から、歴史家を「楽観論者」、「悲観論者」、「懐疑論者」に三分して研究史を整理している¹⁶。クロイツァーによれば、楽観論者とは帝国議会の影響力の増大、そして連邦参議院の比重の相対的な低下を主張し、帝政期の議会主義の発展を積極的に評価する人びとで、M・ラウ (Manfred Rauh)、D・ショーンボウム (David Schoenbaum)、Th・ニッパーダイ (Thomas Nipperdey)、W・フラウエンディーンスト (Werner Frauendienst)、E-W・ベッケンフェルデ (Ernst-Wolfgang Böckenförde)、Ch・シェーンベルガー (Christoph Schönberger) らがそこに属する。代表格の政治学者ラウは帝国議会と連邦参議院の関係を論じた1973年の論考で、帝国議会の漸次の権限拡大を指摘し、帝政期に「静かなる議会主義化」が進行したと主張した¹⁷。ラウはその後の著作に

においても、ドイツは第一次世界大戦の勃発前に「議会制度のとば口」に立っていたとしている¹⁸。これに対して悲観論者は、ドイツ政治の非民主主義的伝統の強固さを鋭く指摘する研究者で、H・U・ヴェーラー (Hans-Ulrich Wehler)、H・A・ヴィンクラー (Heinrich A. Winkler)、V・ベルクハーン (Volker Berghahn) らが名を連ねる。なお、悲観論の代表的著作と言えるヴェーラーの『ドイツ帝国』は、ラウの著作と同じ年に出版されている¹⁹。最後に、懐疑論者はH・J・プーレ (Hans Jürgen Puhle)、G・A・リッター (Gerhard A. Ritter)、D・ブラックボーン (David Blackbourn) といった史家たちで、彼らは1880年前後から大衆政治化が進行し、既存の権力体制に対する異議申し立てが行われた点に注目する。しかし、こうした動きを担った諸勢力の少なからぬ部分がセクト化したし、政府が議会主義を進展させることに反対する勢力も民衆とエリート層の双方から出現したため、帝政期のドイツ政治は旧来の保守的な体制を徐々に改変しつつも、徹底した体制変革に至らなかったというのが彼らの見解である。

これらの主張がいわゆる「ドイツの特殊な道」論争と深く結びついて展開したものであることは言を俟たないが、「特殊な道」論と同様に、1980年代後半になると議論は低調となり、ようやく2000年前後になってシェーンベルガーやM・ヒューイットソン (Mark Hewitson)、Th・キューネ (Thomas Kühne) らが論争を再燃させた²⁰。その背景には統計学的手法を用いた選挙史研究の進展があるものと考えられるが、例えばシェーンベルガーは、帝国議会の権力拡大は議会主義の進展と同義ではなく、むしろ政府と議会の二重性によって立法権と行政権の間に一種の取引が生じ、議会に立脚した政府が実現するよりも、既存の体制が強化される方向になったと主張する。また彼は、ミリュールに分節されたドイツでは、議会主義の発展に伴い少数勢力が政治を左右するケースが生じ、安定した民主主義の発展が阻害されたし、帝政期後半の政治的議論において焦点になっていたのは議会主義に立脚した政府の是非よりもプロイセンの三級選挙制の改革問題であったことも指摘している²¹。そして、ヒューイットソンは、帝政期のドイツ社会には既存の政治体制への超党派の承認があったとして立憲帝政の安定性を主張し、ラウとヴェーラーの双方の見解に懐疑を示している。

シェーンベルガーが悲観論的立場、ヒューイットソンが懐疑論的立場をとるのに対して、クロイツァーは帝政ドイツの議会主義を積極的に評価する。彼は政府の構成、帝国議会の立法権、連邦参議院の役割、立法上の規範、発展的な連続性という五つの要素からドイツの政治的発展を欧米諸国と比較しつつ、楽観論、悲観論、懐疑論のいずれもが「ウェストミンスター・モデル」——イギリスにおける議会制民主主義の歴史的展開——を前提としてドイツ議会史を論じていると指

摘したうえで、とくに立法権の点では、ベルギーやオランダ、スイス、北欧諸国、さらにはこんにちのアメリカ合衆国やヨーロッパ諸国の議会と比較しても帝国議会は大きな権限を有していたと主張し、悲観論者や懐疑論者を批判している²²。

無論、三つの立場のいずれかのみが絶対的に正しいわけではなく、この論争に完全な決着はついていない。今後は、実態分析をさらに進展させてクロイツァーらの議論を精査すること、そしてここまでの議論のなかで示された国際比較の視点を推進することが必要となる。しかし、比較的近年の近代ドイツ史の叙述は2000年代以降の議論を十分に吸収しているとは言い難く、1980年代までの議論に寄りかかって懐疑論的立場をとる傾向がなおも強いように思われる²³。政治学と歴史学の垣根を超えた討議が求められる。

(4)選挙と地域社会

選挙や議会を地域社会のレベルで論じた研究は、本章で扱う各分野のなかでも最も厚みを増している。元来、個々の選挙区や諸邦の次元での考察は議会史研究に不可欠であるが、1990年代以降の地域史研究の充実を背景とした新しい選挙史研究においては、かつて常道であったように地域を帝国政治の部分的な個別事例として扱うのではなく、固有の論理や意識、固有の社会構造を備えた独自の政治世界として捉える理解が浸透しつつある²⁴。紙幅の都合上、そうした研究の大半は注のなかで地域別に列記するにとどめざるをえないが²⁵、近年の研究の重要な傾向としては、メクレンブルクやポンメルン、あるいは国境地域といった、これまでは分析が比較的手薄であった地域についての研究が増えていることに加え、帝国議会と諸邦議会の双方を視野に取めた考察が深化していることを指摘できる。ここでは差し当たり、キューネの2007年の論文にふれておきたい²⁶。

プロイセンの三級選挙制と政治文化についての浩瀚な著作があるキューネはこの論文でプロイセン議会選挙を扱い、鉄道敷設や森林資源の管理、新たな裁判所や小学校の設置といった利害問題が地域政治を大きく左右しており、「誰が地域の利害を最もよく代弁するか」が選挙結果を左右していたことを指摘する²⁷。例えば日本の近代選挙史を振り返った時、地域社会への利益誘導が選挙の焦点となることにそれほど意外の感はないが、宗派、階級、都市・農村関係などに基づくミリュウやラーガーといった概念区分を前提とした議論が土台となって展開したドイツの選挙史研究においては、キューネの議論は決して陳腐ではない。例えば鉄道の敷設は宗派や階級や政治的志向の違いを超えて地域全体に利益を生み出すため、ミリュウやラーガーの垣根を越えた政治行動をもたらしたのであり、地域利害や地域意識の強さが注目されれば、従来の理論的

枠組みとは異なる理解が示される可能性があるだろう。

キューネによれば、プロイセン東部諸州では、邦議会の選挙区の大半は1860年に当時優勢であった自由主義勢力が中心となって策定された。その際、自由主義勢力は郡ごとに選挙区を設定すると地域主義が選挙に反映されて保守派に有利に働くと考え、複数の郡をまとめて一つの選挙区を設定し、郡の数に応じて議席数を配分する方策をとった²⁸。しかし、こうした制度の導入にもかかわらず、帝政期になっても郡レベルでの政治的一体性は打破されたとは認め難い。それと言うのも、上述のような処置によって、例えばA郡とB郡を合わせて一つの選挙区にしてこの選挙区に2議席を配分しても、各政党が選挙協力を行って郡ごとに議席を分け合ったため、結局は地元の利害を代弁する議員が郡ごとに選出されるケースが多かったからである。プロイセン議会の場合、こうした選挙協力が行われた選挙区は、1876年にはプロイセン全体の41%であったが、1908年には全議席の61%に達しており、時代が下るにつれてむしろ増加している。さらにキューネは別のところで、ビスマルク期には出生や職業、土地所有、居住地といった点で選挙区に「根ざしている」と判断できるプロイセン議会議員は四分の三に及び、1890年代以降も80%を維持していたとする²⁹。ここからは、邦議会の大部分の議席が地域意識を強固な地盤としてことが分かる。

もっとも、独自の意識や利害追求、論理のみが地域政治を動かしていたのではなく、帝政期の地域社会には着実にナショナルな意識が浸透しつつあったのは周知のとおりである。また、地域主義的な政治実践の単純な足し算で帝国の政治文化が形成されていたわけではなく、同じ地域で帝国議会選挙と邦議会選挙の結果が大きく異なることも珍しくない。一例を挙げれば、帝国議会レベルでは社会民主党の牙城であり「赤い王国」と呼ばれたザクセンでさえ、邦議会では保守勢力が強力であり、支持基盤が共通する自由主義政党と提携して社会民主党の伸長に対抗していた³⁰。今後の地域レベルでの考察においては、邦議会と帝国議会の相違と連関が地域社会の政治文化にいかに関与したのかを検討するべきである。

(5)議会・選挙史研究の国際比較

本章の最後に、帝政期ドイツの枠組みにとどまらず、議会史研究、選挙史研究の国際比較に取り組む最近年の事例を紹介しておきたい。ドイツにおいて議会史、政党史研究の中核を担う「議会・政党史委員会Die Kommission für Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien」は、2010年7月、11月、2011年10月に行ったシンポジウムの内容を元に「ヨーロッパの議会」と題するシリーズを刊行している。2012年に刊行された第一巻は、議会の文化史をヨーロッパ

規模で比較考察したものである。ここにはドイツのみならず、フィンランド、オランダ、フランス、オーストリア、スロヴェニア、チェコの研究者も参加しており、比較史研究のための理論に関する議論から、儀礼、国賓の演説、議事進行、そして演説や野次といった事例、さらには議会に関する報道や議会建築に至るまで、多様な観点から議論が展開されている³¹。第二巻もやはり各国の研究者を交え、イギリス、スウェーデン、オランダ、フランス、ポルトガル、ポーランド、ロシア、神聖ローマ帝国、アフガニスタンなども対象にして、中世以来の議会文化の歴史を検討している³²。2014年に出された第三巻は、19世紀後半から20世紀末に至るまでのヨーロッパ各国の議員についての総合的な検討となっており、プロソポグラフィカルな検討のみならず、議員の日常史やメディアとの関係も論じられている³³。

同シリーズは帝政期の議会研究にとっても示唆に富むが、シリーズのタイトルに示されているように、議論の中心対象はヨーロッパ諸国にとどまっている³⁴。今後のドイツ議会史、選挙史研究においては、合意形成の手段としての議会や選挙のヨーロッパ的特殊性を意識しつつ、非ヨーロッパ地域との比較を行う必要があるし、その場合には日本やアジア諸国に関する研究についての一定の知識が求められよう。現時点で筆者にその力量はなく、また国際比較は多数の研究者の協力によってはじめて実現するものとも思うが、例えばアンダーソンらの選挙違反研究との比較考察が可能な著作に絞っても、季武嘉也の著書のように、ドイツ史研究にとっても啓発的な日本選挙史研究があることを付言しておきたい³⁵。

5. おわりに

本稿では二回にわたり、比較的近年のものを中心に約120点の文献及び史料を挙げたが、もとよりこれで当該分野の重要な研究を網羅しているわけではない。とくに、各政党のモノグラフィーには言及できなかったし、本稿執筆中に出された研究はフォローしていない³⁶。しかしそれでも、帝国議会研究がますます充実しており、多様な方面へと展開していることの一端は示しえたであろう。

確かに、個別の論考の増加と拡大そのものは望ましい傾向である。そして最近の議会史研究、選挙史研究には、地域研究や社会史、文化史、国際比較などを伝統史学に対置する二者択一的な議論を超え、むしろそれぞれの研究を結びつけて新たな知見をもたらす可能性が示されている。ただし、先行研究の成果を積極的に摂取し今後の課題を持続的に検討しなければ、研究全体のまとまりが損なわれ、金太郎飴のごとき地域分析や表層的な国際比較、政治学や社会学の理論によりかかった空疎な政治文化論に解体する危険も潜んでい

る。この点に関しては、本稿で取り上げた先行研究の多く、とりわけ英米圏の近代ドイツ史研究者の近年の成果が日本で十分に紹介されていないことが危惧される。ここでの「近年の成果」という表現をS・スーヴァル(Stanley Suval)らの統計学的な選挙史研究以降を指すものとしたならば、30年に及ぶ蓄積が消化不良なままということになる。

[本稿は、平成25～28年度科学研究費補助金・若手研究(B)「帝政期ドイツの帝国議会における選挙違反行為の実態分析とミリュール論の再検討」(課題番号20386577)の成果の一部である。]

註

- 1 小原淳「帝政期ドイツの政治構造に関する理論モデルの再検討—帝国議会研究の成果と課題(1)」、『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』、65、2015年、83～91頁。
- 2 Ernst Rudolf Huber, *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Stuttgart 1961-1966, Bd. 2, S. 243ff.
- 3 Margaret Lavinia Anderson, *Practicing Democracy: Elections and Political Culture in Imperial Germany*, Princeton 2000.
- 4 大内宏一「当選に異議あり——ビスマルク時代のドイツ帝国議会における選挙審査」(村岡哲先生喜寿論文集刊行会編『村岡哲先生喜寿記念 近代ヨーロッパ史論集』太陽出版、1989年、所収)。
- 5 同上、53頁。
- 6 Anderson, op. cit., p. 24. アメリカ下院の選挙区数は1910年に398で、ドイツとほぼ同数である。なお算出方法の違いから、アンダーソンと大内が提示するプロテスト件数にはずれがある。
- 7 Ibid., p. 96, 102, 104. 1874年選挙ではカトリック有権者の77%が中央党に投票している。また、この年に中央党が獲得した91議席のうち73議席が、前回選挙に続いて保持された議席であった。
- 8 Ibid., p. 417.
- 9 アンダーソンの著作の二年後に刊行された以下の研究も同様のテーマを扱っており、官公庁による選挙干渉についても論じている。Robert Arsenscheck, *Der Kampf um die Wahlfreiheit im Kaiserreich: zur parlamentarischen Wahlprüfung und politischen Realität der Reichstagswahlen 1871-1914*, Düsseldorf 2003. また、バーデン、ヴェルテンベルク、ヘッセン大公国については、Rene Funk, *Die Wahlprüfung der volksgewählten Abgeordneten der Volksvertretungen im Frühkonstitutionalismus: eine Untersuchung der Wahlprüfung in den Kammern der Abgeordneten des Großherzogtums Baden, des Königreichs Württemberg und des Großherzogtums Hessen*, Frankfurt a. M. 2005. 選挙審査の国際比較については、Rüdiger Wolfrum/Günar Schuster (Hg.), *Verfahren der Kandidatenaufstellung und der Wahlprüfung im europäischen Vergleich*, Baden-Baden 1994.
- 10 理論面では、Hans-Georg Soeffner/Dirk Tänzler, *Figurative Politik: zur Performanz der Macht in der modernen Gesellschaft*, Opladen 2002; Gerrit Jasper

- Schenk, *Zeremoniell und Politik: Herrschereinzüge im spätmittelalterlichen Reich*, Köln 2003.
- 11 Andreas Biefang, *Die andere Seite der Macht: Reichstag und Öffentlichkeit im »System Bismarck« 1871-1890*, Düsseldorf 2009, S. 105, 118.
- 12 Ebd., S. 110.
- 13 1878年10月の社会主義者鎮圧法によって、社会民主党の作った投票用紙が政治的印刷物として警官に没収される事態が度々発生していた。
- 14 Andreas Biefang, Die Reichstagswahlen als demokratisches Zeremoniell, in: ders./Michael Epkenhans/Klaus Tenfelde (Hg.), *Das politische Zeremoniell im Deutschen Kaiserreich 1871-1918*, Düsseldorf 2008, S. 233-270.
- 15 Josef Matzerath, Parlamentseröffnungen im Reich und in den Bundesstaaten in: ebd., S. 207-232; Walter Mühlhausen, Das rote Parlament. Die Parteitage der Sozialdemokratie im wilhelminischen Kaiserreich, in: ebd., S. 271-304; Marie-Emmanuelle Reytier, Die zeremonielle Gestaltung der Katholikentage als »Herbstparaden« des Zentrums, in: ebd., S. 305-326; Ursula Reuter, Trauerfeiern für Parlamentarier, in: ebd., S. 327-341.
- 16 Marcus Kreuzer, Parliamentarization and the Question of German Exceptionalism: 1867-1918, in: *Central European History*, 36, 2003, pp. 329-335; M. Jefferies, *Contesting the German Empire 1871-1918*, Malden 2008, pp. 103-109.
- 17 Manfred Rauh, *Föderalismus und Parlamentarismus im Wilhelminischen Reich*, Düsseldorf 1973.
- 18 Ders., *Die Parlamentarisierung des Deutschen Reiches*, Düsseldorf 1977, S. 147.
- 19 Hans-Ulrich Wehler, *Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973.
- 20 Thomas Kühne, Parlamentarismusgeschichte in Deutschland: Probleme, Erträge und Perspektiven einer Gesamtdarstellung, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 24-2, 1998, S. 323-338; Mark Hewitson, The Kaiserreich in Question: Constitutional Crisis in Germany before the First World War, in: *Journal of Modern History*, 73-4, 2001, pp. 725-780; Christoph Schönberger, Die überholte Parlamentarisierung. Einflußgewinn und fehlende Herrschaftsfähigkeit des Reichstags im sich demokratisierenden Kaiserreich, in: *Historische Zeitschrift*, 272, 2001, S. 623-666.
- 21 クロイツァーは楽観主義者に位置づけているが、シェーンベルガーの議論はむしろ悲観論の立場に近い。
- 22 Kreuzer, op. cit., p. 334, 343.
- 23 以下の諸著は懐疑派に近い立場にある。Volker Ulrich, *Die nervöse Großmacht. Aufstieg und Untergang des deutschen Kaiserreichs 1871-1918*, Frankfurt a. M. 1997; Wilfried Loth, *Das Kaiserreich. Obrigkeitsstaat und politische Mobilisierung*, München 1996; James Retallack, *Germany in the Age of Kaiser Wilhelm II*, Basingstoke 1996; Edgar Feuchtwanger, *Imperial Germany 1850-1918*, London 2001; Matthew S. Seligmann/Roderick R. McLean, *Germany from Reich to Republic 1871-1918*, Basingstoke 1998; Hans-Peter Ullmann, *Das deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Frankfurt a. M. 1995.
- 24 Simone Lässig/Karl Heinrich Pohl/James Retallack (Hg.), *Modernisierung und Region im wilhelminischen Deutschland: Wahlen, Wahlrecht und politische Kultur*, Bielefeld 1998は、選挙文化と地域社会の関係やミリュー文化と選挙、自治体と選挙、諸邦レベルでの選挙権改正といったテーマに関して、地域史研究と政治史研究の双方から考察を行っており、理論面で参考となる。
- 25 例えばプロイセンに関しては、Monika Neugebauer-Wölk, *Der preußische Volksschulabsolvent als Reichstagswähler, 1871-1912: ein Beitrag zur historischen Wahlforschung in Deutschland*, Berlin 1980; Thomas Kühne, *Dreiklassenwahlrecht und Wahlkultur in Preußen 1867-1914: Landtagswahlen zwischen korporativer Tradition und politischem Massenmarkt*, Düsseldorf 1994; Spenkuch, Hartwin, *Das Preußische Herrenhaus. Adel und Bürgertum in der Ersten Kammer des Landtages 1854-1918*, Düsseldorf 1998; Roland Spickermann, The Elections Cartel in Regierungsbezirk Bromberg (Bydgoszcz), 1898-1903: Ethnic Rivalry, Agrarianism, and „Practicing Democracy“, in: *Central European History*, 37-1, 2004. 北ドイツは、Wolfgang Günther (Hg.), *Parteien und Wahlen in Oldenburg: Beiträge zur Landesgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert*, Oldenburg 1983; Thorsten Wehber, *Zwischen Hannover und Preußen: politische Parteien in Göttingen 1866-1890*, Göttingen 1995; Helge Matthiesen, *Greifswald in Vorpommern: konservatives Milieu im Kaiserreich, in Demokratie und Diktatur 1900-1990*, Düsseldorf 2000; Steffen Schoon, *Wählerverhalten und politische Traditionen in Mecklenburg und Vorpommern 1871-2002: eine Untersuchung zur Stabilität und strukturellen Verankerung des Parteiensystems zwischen Elbe und Ostsee*, Düsseldorf 2007. ザクセンは、James Retallack, Antisocialism and Electoral Politics in Regional Perspective: The Kingdom of Saxony, in: Larry Eugene Jones/James Retallack (ed.), *Elections, Mass Politics, and Social Change in Modern Germany: New Perspective*, Cambridge/New York 1992; Simone Lässig, *Wahlrechtskampf und Wahlreformen in Sachsen, 1895-1909*, Weimar/Köln/Wien 1996; Wolfgang Schröder, Wahlrecht und Wahlen im Königreich Sachsen 1866-1896, in: Gerhard A. Ritter (Hg.), *Wahlen und Wahlkämpfe in Deutschland: von den Anfängen im 19. Jahrhundert bis zur Bundesrepublik*, Düsseldorf 1997; *Sächsische Parlamentarier 1869-1918: die Abgeordneten der II. Kammer des Königreichs Sachsen im Spiegel historischer Photographien: ein biographisches Handbuch*, bearbeitet von Elvira Döscher/Wolfgang Schröder; mit einem Vorwort von Gerhard A. Ritter, Düsseldorf 2001. なお、Andreas, *Neemann Landtag und Politik in der Reaktionszeit. Sachsen 1849/50-1866*, Düsseldorf 2000はナッハメルツの邦議会に関する研究ではあるが、1848/49年革命の政治的伝統が邦レベルでどのように継承されたのかを論じており、帝政期のドイツ政治がはらむ歴史的な連続と断絶の問題を考えるうえでも有益である。ヘッセンは、Dan S. White, *The Splintered Party: National Liberalism in Hessen and the Reich, 1867-1918*, Cambridge 1976. 南ドイツは、David Blackburn, *Class, Religion and Local Politics in Wilhelmine Germany: the Centre Party in*

- Württemberg before 1914*, New Haven 1980; Rolf Weidner, *Wahlen und soziale Strukturen in Ludwigshafen am Rhein 1871-1914: unter besonderer Berücksichtigung der Reichstagswahlen*, Ludwigshafen am Rhein 1984; Hermann Hiery, *Reichstagswahlen im Reichsland: ein Beitrag zur Landesgeschichte von Elsaß-Lothringen und zur Wahlgeschichte des Deutschen Reiches, 1871-1918*, Düsseldorf 1986; Hans-Peter Becht, *Wahlen, Wahlkämpfe und »politische Öffentlichkeit« als Auslöser und Indikatoren politischen Wandels in Baden 1819-1871*, in: Gerhard A. Ritter (Hg.), *Wahlen und Wahlkämpfe in Deutschland: von den Anfängen im 19. Jahrhundert bis zur Bundesrepublik*, Düsseldorf 1997; Andreas Gawatz, *Wahlkämpfe in Württemberg. Landtags- und Reichstagswahlen beim Übergang zum politischen Massenmarkt 1889-1912*, Düsseldorf 2001; Reinhold Weber, *Bürgerpartei und Bauernbund in Württemberg: konservative Parteien im Kaiserreich und in Weimar 1895-1933*, Düsseldorf 2004. 西部は、J. D. Hunley, *Boom and Bust: Society and Electoral Politics in the Düsseldorf Area, 1867-1878*, New York 1987; Christoph Weber, *„Eine starke, enggeschlossene Phalanx“: der politische Katholizismus und die erste deutsche Reichstagswahl 1871*, Essen 1992; 小原淳「皇帝生誕祭と国民統合」、『世界史研究論叢』、4、2014年。
- 26 Thomas Kühne, *From Electoral Campaigning to the Politics of Togetherness: Localism and Democracy*, in: David Blackburn/James Retallack, *Localism, Landscape, and the Ambiguities of Place: German-Speaking Central Europe, 1860-1930*, Toronto 2007, pp. 101-123.
- 27 *Ibid.*, p. 105.
- 28 *Ibid.*, pp. 106-107.
- 29 Thomas Kühne, *Wahlrecht - Wahlverhalten - Wahlkultur: Tradition und Innovation in der historischen Wahlforschung*, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 33, 1993; ders., a. a. O., S. 313. とくに保守党や自由保守党、国民自由党、自由主義左派はそうした傾向が強かった。
- 30 James Retallack, *Antisocialism and Electoral Politics in Regional Perspective: the Kingdom of Saxony*, in: Larry Eugene Jones/James Retallack (ed.), a. a. O.
- 31 Andreas Schulz/Andreas Wirsching (Hg.), *Parlamentarische Kulturen in Europa: das Parlament als Kommunikationsraum*, Düsseldorf 2012.
- 32 Jörg Feuchter/Johannes Helmrath (Hg.), *Parlamentarische Kulturen vom Mittelalter bis in die Moderne: Reden, Räume, Bilder*, Düsseldorf 2013.
- 33 Adéla Gjuríčová/Andreas Schulz/Luboš Velek/Andreas Wirsching (Hg.), *Lebenswelten von Abgeordneten in Europa 1860-1990*, Düsseldorf 2014.
- 34 同様にヨーロッパ各国の国際比較を行ったものとして、vgl. Heinrich Best/Maurizio Cotta (ed.), *Parliamentary Representatives in Europe, 1848-2000: Legislative Recruitment and Careers in Eleven European Countries*, Oxford 2000.
- 35 季武嘉也『選挙違反の歴史—ウラからみた日本の100年』吉川弘文館、2007年。他に、岡山県を対象とする、太田忠久『むらの選挙』三一書房、1975年；神奈川の明治～昭和期の陣笠議員、山宮藤吉を扱った、上山和雄『陣笠代議士の研究—日記にみる日本型政治家の源流』日本経済評論社、1989年；高知市立自由民権記念館編『初期議会と選挙大干渉展—高知市立自由民権記念館1992年度特別展』高知市立自由民権記念館、1992年；帝国議会の議会制度改革とその実態を考察した、村瀬信一『帝国議会改革論』吉川弘文館、1997年；山梨を対象とする、杉本仁、有泉貞夫「甲州選挙語彙」（有泉貞夫編『山梨近代史論集』岩田書院、2004年、所収）；杉本仁『選挙の民俗誌—日本の政治風土の基層』泉社、2007年；上野利三『日本初期選挙史の研究—静岡・三重編』和泉書院、2009年など。また、最近では以下の史料の復刻もある。前田英昭編・解題『帝国議会報告書集成』柏書房、1～8巻、1991年；金子堅太郎著、大淵和憲校注『欧米議院制度取調巡回記』信山社出版、2001年；小原新三口述『帝国議会府県会郡会市町村会議員必携』信山社、1～2分冊、2013年。
- 36 例えば、Heer, Sebastian, *Parlamentsmanagement: Herausbildungs- und Funktionsmuster parlamentarischer Steuerungsstrukturen in Deutschland vom Reichstag bis zum Bundestag*, Düsseldorf 2015; Isabela Mares, *From Open Secrets to Secret Voting: Democratic Electoral Reforms and Voter Autonomy*, New York 2015.